

## 税法上の米国人に該当しないことの確認事項

米国の外国人口座税務コンプライアンス法（F A T C A）及び関連する日米当局声明により、お客さまが税法上の米国人（米国市民（米国籍保有者）または米国居住者）に該当するか否かを確認し、該当する場合にはお客さまの情報を米国内国歳入庁へ報告することが金融庁および国税庁より要請されております。

本アプリでは、税法上の米国人（米国市民（米国籍保有者）および米国居住者）に該当する場合、口座開設のお申し込みをいただくことはできません。

信用金庫口座開設アプリ（多摩信用金庫）平成 29 年 3 月現在